

第 28 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和元年 10 月 21 日 (月)
- 2 開閉時間 午前 9 時開会 午前 9 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人
1 番 小原孝志 2 番 小野寺昭一 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 11 番 斉藤哲子
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 4 番 佐藤美頭雄、5 番 佐々木辰善
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 土地の現況証明書の交付について
報告第 3 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 号 土地の現況証明書の交付について
議案第 4 号 利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について
議案第 5 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 28 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
- 議長 会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
- 議長 諸般の報告です。
- 議長 (会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
- 議長 本会議の議事録署名委員は、4 番委員、5 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
- 主事 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。
- 主事 相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
- 主事 議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
- 主事 番号が 7 番の 1 件でございます。
- 主事 土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。
- 主事 位置図は 5 頁に載せてありますので、ご確認願います。
- 主事 続きまして、議案 6 頁をご覧ください。
- 主事 報告第 2 号「土地の現況証明書の交付について」でございます。
- 主事 北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書を交付しましたので、報告します。
- 主事 現況証明の内容については、7 頁、8 頁をご覧ください。
- 主事 番号が 9 番で 1 件でございます。
- 主事 土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。
- 主事 土地所在図、地積測量図は議案 9 頁に載せてありますので、ご確認願います。
- 主事 この土地については、備考欄にありますように、平成 18 年、平成 31 年に転用許可した経緯があります。
- 主事 分筆と地目変更の手続きを併せて行うため、現況証明の交付を受けることになりました。
- 主事 既に、転用許可した土地であるため、現況証明書の交付に係る審議に至らず、交付する運びになりましたことを報告します。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。

報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出がありましたので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員を次のとおり指名しましたので報告します。

1 番について、吉本会長、佐々木委員及び寺崎委員の 3 人の指名を専決処分しましたので、報告します。

報告について以上です。

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員

無しの声

議長

無ければ、次の日程に入ります。

議長

続きまして、日程第 5 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 12 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第 3 条の規定に基づき、農地等の所有権移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は 13 頁、14 頁で、番号が 11 番から 13 番までの 3 件で所有権移転に伴う許可申請です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、売主、買主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 11 番が 15 頁、12 番が 16 頁、13 番は 5 頁に載せてありますのでご確認願います。

11 番については、譲渡人が高齢により耕作できなくなったことから、譲受人が経営規模拡大に係る農地の売買です。

取得する農地には果樹又は自家用の野菜を作付けする計画になっています。

11 番の農地法第 3 条の許可要件については、議案 17 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

12 番については、譲渡人の規模縮小により、譲受人が経営規模拡大に係る農地の売買です。

取得する農地には麦、大豆又は牧草等を作付けする計画になっています。

12 番の農地法第 3 条の許可要件については、議案 18 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

13 番については、譲渡人 3 人の共有者の居住地が遠方であるため、耕作管理ができなくなることから、親類で農地の近くに居住する譲受人に耕作管理するための贈与による所有権移転です。

13 番の農地法第 3 条の許可要件については、議案 19 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

5 番委員 13 番の案件について、贈与することで問題はないのか。

事務局長 無償で所有権移転することが贈与です。

今回の申請は、親戚間であるため、無償で所有権するということになっています。

税金の問題等はあると思いますが、親戚間の中で話し合っていることになっています。

議長 他にありませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 20 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が 21 頁、22 頁になります。

番号が 48 番の 1 件でございます。

48 番については、借主の規模拡大による新規の賃貸借です。

位置図については、23 頁に載せてありますのでご確認ください。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

24 頁に利用権設定の調査書により内容を確認しています。

また、この案件につきましては 13 番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

13 番委員
議長

私の関係する案件ですので退席します。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

13 番委員
議長

委員着席

続きます、日程第 7 議案第 3 号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 26 頁をご覧ください。

議案第 3 号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

現況証明の内容については、27 頁、28 頁をご覧ください。

番号が 8 番で 1 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

位置図は 29 頁、現地調査票は 30 頁に載せてありますので、ご確認ください。

また、本日配布しました緑の付箋、航空写真及び現地写真もありますので、併せて、ご確認ください。

報告第 3 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、10 月 16 日に現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

5 番委員

はい、8 番の案件について、10 月 16 日、吉本会長、寺崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。

8 番について、願出のあった土地には、隣接している宅地に平成 30 年まで家屋があり、その宅地と一体的に利用していた経緯があります。

その家屋は明治 42 年頃建てられたもので、老朽化著しかったため、現在、写真とおり解体済みです。

家屋があった宅地と一体的に利用していた年数が相当経過していることを踏まえ、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

議長 それでは、議案第3号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第4号「利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案31頁をご覧ください。

議案第4号「利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について」です。

農地法第30条に規定する利用状況調査の実施による同法第32条第1項及び「農地法の運用について」第3遊休農地に関する措置の規定に基づく、利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について、審議願います。

対象の農地については議案32頁、場所は33頁にありますので、ご覧ください。

対象の農地は1件1筆で、所在、地番、地目、面積、所有者、調査年月日については議案の記載のとおりです。

対象の農地については、所有者が確知できなかったため、所有者の探索を行ってきました。

探索の結果、所有者である[]は死亡しており、その相続人となる3名、配偶者の[]、子の2名、[]の住所等を確認することができました。

10月1日付けで所有者等の共有持分を有する者であるかの通知をしたところ、3名全員から確知する旨の申し出があり、受理したところです。

確知確認できたことにより、利用意向調査を実施してよろしいか、意向調査の結果により、農地中間管理機構に情報提供してよろしいかについて、ご審議願います。

また、対象の農地については、当分の間、1号遊休農地との取り扱いとさせていただきますことについても、併せてご審議願います。

説明は以上です。

議長 はい、議案第4号「利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第4号「利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第9議案第5号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案34頁をご覧ください。

議案第5号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は35頁、36頁をご覧ください。

番号が38番の1件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、38番については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第5号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第5号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長

「次回の定例会について」ですが、定例会終了後、町長との懇談会を計画しています。

11月25日月曜日で、午後1時30分から開催にしたいのですが、開催日程の調整をお願いします。

議長 11月25日月曜日でよろしいでしょうか。

委員 問題なし。

事務局長 第29回定例会は、11月25日月曜日、午後1時30分から定例会でよろしくをお願いします。

また、終了後、町長との懇談会についてもよろしくをお願いします。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

2の農地移動適正化あっせん申出状況について石塚から説明します。

主事 本日配布しました青の付箋をご覧ください。

前回の定例会から4件申出の追加があり、全部で29件となっています。

追加になった4件分のあっせん委員を決めていただきたいと思います。

議長 私が指名してもよろしいですか。

委員 無しの声。

議長 26番が3番委員、10番委員、13番委員、27番が5番委員、私、6番委員、11番委員、28番が5番委員、7番委員、29番が9番委員、12番委員でお願いします。

事務局長 続きまして、3のあっせん現地調査についてですが、本日、申出追加分の4件の評価をすることになっています。

一番上に今日回るコースがあり、赤い線で引いている通り回っていくこととなります。

事務局長 続きまして、4の利用状況調査及び荒廃農地調査についてですが、調査の内容は、町内の全ての農地について、農業振興地域外及び農用地区域外の農地の登記地目が「田」又は「畑」で、現況地目が「山林」又は「原野」となっている農地を抽出し、再生利用が困難と思われる農地6筆、1.1haを調査し、森林の様相を呈しているなど農地に復元するのが困難であるか否かを判定します。

前年度から、利用状況調査において、調査した農地の再生利用が困難な農地であると判定した場合は、1号遊休農地として利用意向調査等の手続きを行わず、定例会で非農地か否かの判断を行い、処分できるようになりました。

非農地の判断は、次回の定例会で提案する予定です。

議長 それでは、以上をもって第28回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。